

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 29 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 カインズモール彦根 彦根市馬場二丁目字松原馬場 104 番地ほか
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
 - (2) 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱に基づき、大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗を設置する者は、彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届および彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書を彦根市市民環境部生活環境課に提出すること。
 - (3) 中高層建築物等事前協議が必要な場合は事前に彦根市都市建設部都市計画課と協議すること。
 - (4) 当該店舗は彦根市景観計画の琵琶湖・内湖景観形成地域および城下町景観形成地域（外町地区および内町地区）のため、景観形成方針および基準による意匠形態等に努め、建築確認申請の前に景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づく届出を行うこと。
 - (5) 屋外広告物について敷地内外で設置する場合は彦根市屋外広告物条例（平成 27 年彦根市条例第 6 号）の規定に基づき許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号
 - (2) 縦覧期間 平成 29 年 3 月 31 日から平成 29 年 5 月 1 日まで